

2015年度「法理学」小テスト

11月25日1限実施/試験時間：45分/出題：足立英彦

解答・解説

1. 次の語句をそれぞれ説明せよ。(各2点)

(a) 命題

解答 真偽が定まっているもの。

(b) 様相(modality)

解答 命題に対する話者の態度を表すもの。

(c) トートロジー

解答 原子式の真理値の組み合わせにかかわらず常に真となる式

(d) 自由権

解答 作為及び不作為が許されており、並びに、その作為及び不作為を妨害しないよう求める権利を有しているという地位。

(e) 一般規範

解答 不特定の全ての人を名宛人とする規範

2. 次の推論は論理的に正しい(妥当)か。真理表を用いつつ説明せよ。(3点)

(a) $A \rightarrow B, B$ ゆえに A

解答

		前提1	前提2	結論
A	B	$A \rightarrow B$	B	A
1	1	1	1	1
1	0	0	0	1
0	1	1	1	0
0	0	1	0	0

この推論において、前提がすべて真の場合は1, 3行目であり、そのうち3行目では結論が偽となっている。すなわち、この推論には3行目(A偽, B真の場合)という反例がある。したがって、この推論は論理的に正しくない。

解説 前提がすべて真であるあらゆる場合(原子式の真理値の組み合わせ)に結論が真となっていることを指摘してもよいし、前提をすべて連言(かつ)で結んだ分子式を前件、結論を後件とする条件法の分子式がトートロジーであることを指摘してもよい。授業中に配布した「法理学1」8練習問題(d) iiiと同じ問題である

(b) $A, \neg A$ ゆえに B

解答

前提 1		前提 2	結論
A	B	$\neg A$	B
1	1	0	1
1	0	0	0
0	1	1	1
0	0	1	0

この推論において、前提がすべて真の場合はない。したがって、前提がすべて真で結論が偽になる場合、すなわち反例もない。したがって、この推論は論理的に正しい。

解説 「法理学 1」 8 練習問題 (d) iv と同じ問題である。

3. 義務様相の六角形を書きなさい。なお、6 個の頂点には、それぞれの規範命題を、O, V (「 \sim が \sim をする」と結合子 (否定, かつ, または) のみを含む論理式で書き、それぞれの規範の関係も分かるように書くこと。(6 点)

解答 省略*¹

解説 自由と不自由が否定の関係にあることを書き忘れていた答案が複数あった。

4. 「a は b に対して G を行うことを命じられている」という命題 N が偽である場合、以下のそれぞれの命題の真理値を書きなさい。(各 1 点)

(a) N_1 「a は b に対して、G を行うことを禁じられている。」

解答 真偽不明

解説 N と N_1 は反対の関係にあるので、 N が偽の場合、 N_1 は真偽不明である。

(b) N_2 「a は b に対して、G を行わないことを許されている。」

解答 真

解説 N と N_2 は否定の関係にあるので、 N が偽の場合、 N_2 は真である。

(c) N_3 「a は b に対して、G を行うことについて自由である。」

解答 真偽不明

解説 N と N_3 は反対の関係にあるので、 N が偽の場合、 N_3 は真偽不明である。

(d) N_4 「b は a に対して、G を行うことを求める権利を有していない。」

解答 真

解説 N と N_2 は否定の関係にあるので、 N が偽の場合、 N_2 は真である。また、 N_2 「a は b に対して、G を行わないことを許されている。(Pab \neg G)」は「a は b に対して、G を行うことを命じられていない。(OabG)」と論理的に同値であり、したがって N_4 (\neg RbaG) とも論理的に同値である。ゆえに、 N が偽の場合、 N_4 は真である。

(e) N_5 「b は a に対して、G を行わないことを求める権利を有している。」

*¹ 義務様相の六角形は、ヤン・C・ヨエルデン 「義務を超える (功徳的) 行為 [supererogation] の論理について」 金沢法学 56 巻 1 号 (2013 年) 81 頁を参照していただきたい。ただし、用語が授業で用いたものと異なっている点に注意。

解答 真偽不明

解説 N と N_1 は反対の関係にあり、 N_1 と N_5 は論理的に同値である。したがって、 N が偽ならば N_5 は真偽不明である。

5. 自然科学と法学は、それらが論証しようとする命題に関して、共通する点と異なる点がある。このことについて説明せよ。(3点)

解答 自然科学と法学は、ともに様相を含む命題を対象とし、それが真であることを論証しようとする学問である。他方、自然科学が論証しようとする様相命題は、現実世界の状況についても言及しているのに対して、法学が論証しようとする様相命題は、現実世界の状況については言及していない。たとえば、自然科学者が論証しようとする命題が「プレートが動けば必ず地震が起こる」であれば、その命題は、現実世界においても「プレートが動けば地震が起こる」、ということを含意しているのに対して、たとえば法学者が論証しようとする命題が「ここに車を駐車することは禁止されている」であった場合、その命題は、現実世界において「誰もここに車を駐車しない」ということを含意していない。なぜなら、禁止を無視して駐車する者がいるかもしれないからである。

解説 自然科学と法学がともに特定の命題の真理性を論証しようとする学問であることに触れていれば1点、その命題が must や may といった助動詞で表現しうる様相を含むことにも触れていれば2点。残念ながら、完全な正解を書けている答案はなかった。

参考情報 (12月2日現在)

履修登録数	受験者数	平均点
6	6	24.5

* 28点1名。